

秋田市公文書管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第34号

秋田市公文書管理条例の一部を改正する条例

秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改め、「同じ。）」の次に「又は死者に関する情報（死者に係る個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）（以下「個人情報等」という。）」を加え、「個人情報の」を「個人情報等の」に改める。

第16条第2項中「死者を本人とする個人情報」を「死者に関する情報（当該死者を本人とするものに限る。）」に改め、同項第3号および第5号中「死者に関する」を「死者の」に改める。

第21条第2項の表第5条第1項の項中「個人情報保護条例第36条」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に、「個人情報保護条例第17条各項」を「個人情報保護法第82条各項」に、「個人情報保護条例第26条各項」を「個人情報保護法第93条各項」に、「個人情報保護条例第33条各項」を「個人情報保護法第101条各項」に改め、同表第9条第1項の項を次のように改める。

第9条第1項	審査会	公文書管理委員会
--------	-----	----------

第5条第3項もしくは第4項もしくは第7条	公文書管理条例第21条第2項の規定により読み替えられた第5条第3項もしくは第4項又は第7条
もしくは資料の提出又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条もしくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面もしくは資料	又は資料
これらの意見書、資料又は主張書面	当該意見書又は資料
当該意見書、資料又は主張書面	当該意見書又は資料

第21条第2項の表第10条の項中「個人情報保護条例第36条」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同表第11条の項中「又は個人情報保護条例第36条」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。